米子市地域密着型サービス事業者選定基準

（趣旨）

第１条 この選定基準は，米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの計画的な整備を進めるため、指定地域密着型サービス事業を行う者の公募による選定を円滑に行うための基準を定めるものである。

（選定の基準）

第２条 別紙１に定める必須項目については、１項目でも要件を満たしていない場合は失格とする。ただし、施設整備を伴わない等による該当しない項目については除くことが出来る。

２ 選定は、提出された事業計画書の内容を別紙１に定める評価項目の基準による採点を行うことに加え、別紙２に定める項目については、事業計画者によるプレゼンテーションについて採点を行い、各項目の合計点をもって行うものとする。

３ 選定する地域密着サービス事業の種類が、施設の建設等を伴わない場合においては、別紙１に定める評価項目のみで採点を行うことが出来る。

（１）別紙１　地域密着型サービス事業者選定基準

（２）別紙２　地域密着型サービス事業者選定に係るプレゼンテーション項目

（その他）

第３条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が別に定めるものとする。

附 則

この選定基準は、平成２８年４月１日から施行する。

この選定基準は、平成３０年８月１０日から施行する。

別紙１

地域密着型サービス事業者選定基準

１　必須項目（１項目でも欠けていたら失格）

1	応募書類提出時に法人であること。また、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定）及び第 115 条の 12 第 2 項各号（指定地域密着型介護予防サービスの指定）に該当しないこと
2	事業所の設置場所は、米子市が指定した日常生活圏域とすること
3	「米子市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守すること
4※	土地・建物とも都市計画法、農振除外、消防法等の許認可等が得られる見通しであること
5※	土地・建物は自己所有又は権利関係図書等で確実に確保できることが確認できること
6※	土地は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと
7※	事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費（人件費及び経費（直接介護費・一般管理費））の 12 分の 3 以上に相当する額を確保できていること
8	資金計画及び収支計画が適正であり、過去 3 年間の貸借対照表または、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと
9	過去の法人監査において重大な指摘を受けていないこと（社会福祉法人に限る）
10	現に介護保険サービス事業を 3 ヶ年以上運営していること
11	米子市が定めた期間内に事業を開始できること
12	事業者が、市税を滞納していないこと
13	米子市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 21 号）第２条第１項第１号に規定する暴力団、又は第２号に規定する暴力団員に該当しないこと

※新たな施設整備を伴うもののみ該当

２　評価項目

評価項目及び評価の目安		配点
・設置主体について		
1	地域密着型サービス事業の実績を有していること	10
2	法人が経営する介護保険の事業所に対し、前年度、前々年度に勧告または命令が行われたことがないこと	
・立地条件について		
3	事業予定地が同種地域密着型サービス事業所と極端に近接しないこと（米子市内に限る）	15
4	米子市に応募し選定されることが条件であるので、地域住民（自治会や町内会等）に対して、事業化されない場合があることも含めて説明し、了承を得ていること	

5	米子市に応募し選定されることが条件であるので、全ての隣接地権者に対して、事業化されない場合があることも含めて説明し、了承を得ていること	
・事業の運営方針について		
6	地域包括ケアシステムに対する理解が深く、今後事業所を地域の拠点として地域住民と交流していく計画があること（交流の内容は、介護予防研修会や介護相談等）	48
7	事業計画及び収入計画が適切に見込まれ、安定的に事業経営の継続がみこまれること	
8	事業所内での事故について、適切な対応方針があり、マニュアルを整備することとしていること	
9	苦情処理についての体制を適切に構築することとしていること	
10	火災、地震、風水害等の非常災害時の利用者の安全確保のため、事業予定地の環境に即した具体的な計画が整備され、かつ訓練等も定期的に行うこととしていること	
11	高齢者虐待防止対策のマニュアルを作成しており、職員に対して定期的に研修を行うこととしていること	
12	衛生管理体制について感染症対策マニュアルを整備することとしていること	
・人員配置について		
13	管理者及び介護支援専門員は、同種地域密着型サービス事業所で一定の経験がある者を配置予定であること	10
14	職員の知識の向上及びスキルアップのための定期的な研修を計画することとしていること	
・設備について		
15	２階建て以上の場合は、エレベーターを設置することとしていること	17
16	利用者が利用できるトイレは車椅子対応のものを計画していること（概ね内法で2.7㎡以上とする。出入口の幅は、内法で80cm以上とすること）	
17	上記15，16以外に設備基準で望ましいとされているものの他、基準以上のものを明確に計画していること	
	点　　数	100

別紙２

（介護予防）地域密着型サービス事業所選定に係るプレゼンテーション項目

		配点
1	法人の基本理念及び施設の運営方針及び新設する事業所の設計、設備面における特徴や工夫について	10
2	提供するサービスの評価と質の向上について	10
3	地域における地域密着型サービス事業所の役割と連携について	10
	点　　数	30